

議案第 23 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を  
改正する規則

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 25 日

小城市教育員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日付での統括事務長の職務内容の変更に伴い、教育  
委員会の規則を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部  
を改正する規則

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市  
教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条第 2 項中「事務長」を「統括事務長及び事務長」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成18年小城市教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(事務会計主任) 第53条 (略) 2 事務会計主任は、<u>事務長</u> 又は事務主任及び事務職員 をもって、これに充てる。 3 (略)</p>	<p>(事務会計主任) 第53条 (略) 2 事務会計主任は、<u>統括事務長及び事務長</u>又は事務主任及び事務職員 をもって、これに充てる。 3 (略)</p>